

# 香港返還に伴う住民の権利保障

吉川 智

## 目次

- 一 はじめに
- 二 香港における基本権保障
  - (一) 香港特別行政区基本法
  - (二) 香港人権法案条例
- 三 中国における基本権保障
  - (一) 中華人民共和国憲法
  - (二) 中国の人権状況
- 四 香港と中国との人権概念の相違
  - (一) 香港の人権概念
  - (二) 中国の人権概念
- 五 おわりに

## 一 はじめに

一九九七年六月三〇日を以て、香港に対する英國の支配は終了する。その翌日の七月一日から、香港は中國の主権下に置かれることになる。これについて、エリザベス・バイナムは論集の巻頭において「九七年七月一日深夜の一撃で、一世紀以上もの昔、阿片戦争の結果として英國に貸与された領域である香港という植民地が中國に返還される。返還が実行されるに当たり、少數的性質を有しつつも、但し、極端に異なる政治的・経済的制度をもつ二つの国民の収斂につき、いま世界中が見守っている。香港では、返還後五〇年間は現行の資本主義制度を維持し得ること、『一国兩制 (one country, two systems)』として一般に知られている調整が堅持されること、を中國が約束している。しかしながら、他方、中國は香港で創設された全ての民主主義的諸制度 (democratic institutions) を廃止すると共に、『二制度』という政策はその名の如き完全な自治を香港に約束するものではないとした発表も行っている」と論じ、「中国の捕まえどころのない対外的・対内的諸政策 (China's elusive foreign and domestic policies) がどの程度に発展してきているのか」という手掛かりを得るべく、世界は中國の香港対応を検証するであろう<sup>(1)</sup>」と予測している。

香港が政治的および経済的に変わるのか否か、もし変わるとすればどのように変わっていくのか、この問題について当の香港住民は勿論のこと、バイナムのような学者も含め世界の人々が最大の関心をして眺めている、ということができる。本稿では、返還における香港の法的・政治的側面について、と

くに香港住民の基本権保障の可能性の有無について考察するものである。考察に当たっては、具体的な基本権保障規定の比較とともに、そもそも香港と中国との根底に存在する人権概念の本質的相違を検討するものである。

## 二 香港における基本権保障

### (一) 香港特別行政区基本法<sup>(2)</sup>

香港特別行政区基本法は、序言および九章一六〇カ条と三つの附属文章からなる。なかでも一条では、香港特別行政区の「高度の自治権 (a high degree of autonomy)」を認め、また四条では「香港特別行政区は、法律に従い、香港特別行政区住民ならびに同区のその他の者の権利および自由を保障する」と定めている。六条では、私的財産権を保護し、さらに中華人民共和国憲法三一条に従って「香港特別行政区で行われる制度ならびに政策は、社会・経済制度、住民の基本的権利および自由を保障する制度、行政管理、立法制度および司法制度ならびに関連政策も含め、本法の諸規定に基づくもの（一一条一項）」と明示している。かくして返還後の香港で採用される制度ならびに政策の一つとして、当然のことながら「住民の基本的権利および自由を保障する制度」が有る、ということができる。

ところで、これらの規定は、香港住民ならびに香港特別行政区に居住するその他の者の権利および自由を保障する一般的・包括的人権規定と見なすことができる。しかも、この基本権保障に関する一般的・包括的人権規定を受けて、三章「住民の基本的権利および義務」（二四～四一一条）が個別的・具体的

人権規定として定められている。いま項目のみ挙げるならば、香港住民の要件、法の下の平等、選挙権・被選挙権の保障、表現・結社・集会の自由、身体の自由、居住への不可侵、通信の自由・通信の秘密確保、移動・転居・旅行の自由、信仰・布教・宗教活動の自由、職業選択の自由、学問その他文化活動の自由、裁判を受ける権利、社会保障を受ける権利、婚姻の自由・自由意思による出産の権利、その他法律が保障する権利および自由の享受、「市民的および政治的権利に関する国際規約」などの履行・法律に基づく基本権の制限と既述の国際規約に抵触する制限の禁止、香港住民以外の者の基本権保障および香港住民ならびに香港に居住する住民以外の者の法律の遵守義務である。

基本法の一般的・包括的人権規定中、六条で私的財産権の保障を明示しているが、この規定から明らかなことは、個人の所有権(Freedom of Property)が認められること、そしてこれはとりもなおさず資本主義経済が返還後の香港において、変わらず維持されることを示すものである。また、個別的・具体的人権規定中、二六条では香港住民の選挙権・被選挙権について保障している。香港住民に対する選挙権・被選挙権の保障は、議会制民主主義を採用する香港の基本的原理である。ところで、九五年九月一七日に実施された香港立法評議会議員選挙(定数六〇議席)中、地域別直接選挙(定数一〇議席)では、殆ど香港系民主派が圧勝した。しかしながら、選挙結果に対して、中国政府はあからさまな不快感を示し、新華社通信をはじめとして中国要人の多くが、九七年返還後、直ちにこの選挙結果の無効と、選挙のやり直しを示唆した<sup>(3)</sup>。中国が自己にとり有利な選挙結果のみ必要と考え、もし議会制民主主義の意義や選挙制度の本質を全く理解しないのであるならば、それは返還後の香港のよって立つ政治的・社会的根幹が足下から崩壊することを意味する。

一七条は、香港住民の言論・印刷・出版の自由・結社・集会・行進および示威の自由等を定めている。香港では、とくに報道の自由について重要な位置付けがなされている。ベリー・スウはいう。「報道の自由は、法の支配を支えるうえで力強いチェックである。報道は、当局の権力濫用をあばくことにより住民を保護し、また法の支配に対する住民意識を高めることができる。独立した報道は、香港の司法発展の本質であり、九七年七月一日までには旨く確立されるべきである」<sup>(4)</sup>と。また、パッテン香港総督(Rt Hon Christopher Patten)も、ことあるごとにメディアの自由の重要性を主張している。<sup>(5)</sup>しかるに中国では、九六年一〇月三〇日、民主活動家である王丹氏に対し、香港および海外において投稿した論文が政府転覆陰謀罪に当たるとして、北京市中級人民法院は一年の実刑判決を下した。この実刑判決に対し、香港はもとより台湾や米国さらにはジュネーブで開催の自由権規約人権委員会による批判と緊急アピールが提示された。返還後の「言論の自由」確保に、大きな赤信号が点滅している。

三〇条は、香港住民の通信の自由および通信の秘密等を保障している。プライヴァシー保護について、ワックスは次のようにいう。「国際分野では、『プライヴァシー』は世界人権宣言により承認されている。つまりその一二条では『何人も、そのプライヴァシー、家庭、住居、もしくは通信に対するほしいまゝな干渉、またはその名誉及び信用に対する攻撃を、受けることはない。何人も、かかる干渉または攻撃に対し、法の保護を受ける権利を有する』と規定する。この宣言は、五〇年の人権と基本的自由に関するヨーロッパ協定（八条）、六六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（一七条）の両方における『プライヴァシー』規定の基礎である。宣言及び国際規約の両方が香港に適用され、かつ、中英共同宣言の諸条件にしたがって、九七年以降五〇年間は引き続き継続される<sup>(6)</sup>』と。ワックスのいうように、香港

ではその領域内のみならず国際関係の側面においても、プライバシー保護の主張と確認とが為されている。この点について、中国は果たしてどのような対応をとるのであろうか。

三二一条二項は、香港住民の宗教信仰の自由について定める。この規定により、返還後、香港住民には信仰の自由は勿論のこと宗教活動の自由も返還前と同じく保障されることになる。アン・カルバーは「九七年七月一日、中国が香港に対し主権を行使する場合、基本法や人権法案条例の存在にかかわらず、宗教の自由に対する中国の考え方が香港での重要な効果を持つ<sup>(7)</sup>」と論じつつ、宗教の自由と憲法規定との関係を指摘している。彼女によれば、過去において中国は、国内のクリスチヤンに対し相当の迫害を行い、またチベット・ラサにおける仏教徒への宗教弾圧を行ってきていた。これらの事実からするならば、たとえ中国が憲法で宗教の自由を保障しようとも（二二六条）、現実には否定もしくは濫用（Abuse）されると指摘する。しかもその原因として、マルクス・レーニンに基づく唯物主義的共産主義との根本的対立または不調和を指摘している<sup>(8)</sup>。同じく中国における宗教の自由に関して、土屋助教授も中国のとする社会主義的政治体制に起因する矛盾と、国家建設の思想的理念的方向性から出てくる矛盾、すなわちイデオロギー上の矛盾を指摘して、以下のようにいう。「中国の宗教の自由は次のような性質を帶びていることがわかる。第一に、宗教の価値を積極的に認めて、あるいは価値中立的に宗教の自由を承認したのでなく、客観的必要にもとづく消極的承認である。第二に、宗教は必然的に生成、発展、消滅の過程を歩み、宗教の自由は理論的には将来、宗教の自然消滅のときまで存続するとされる。第三に、宗教の自由を保障することによって、宗教信仰者との軒轅を避け、彼等と団結してその積極性を引き出し、共同して社会主義強国を建設するという『政策性』が存する。要するに、中国の宗教の自由は、自己」と客

観を主体的に享有、創造する人間の永久の権利として認識されていないのである。信教の自由はあくまでも最終段階までの特定の過渡期の時期（これが長期であろうとも）において政策的に認められているものである<sup>(9)</sup>と。政策的にしか捉えない中国の信教の自由觀の下で、香港住民の信教の自由は将来的に保障されるのであろうか。この点も、後述の香港と中国との人權概念の相違と深く関係するものである。三七条は香港住民の婚姻の自由とともに、自由意思による出産の権利を保障している。ところで、中国が人工抑制政策（計画出産）である「一人っ子政策（One Child Policy）」を採用していることは、極めて有名な事実である。だとすれば、返還後、自由意思による出産の権利が保障されている香港に、多子を望む中国の若い母親達は競って移り住むのではなかろうか（儒教には『多子多福』の思想がある）。このような状況が出現した場合、中国の対応とともに香港自身の対応とは如何なるものになるのであろうか。

## （二）香港人權法案条例<sup>(10)</sup>

次に香港人權法案条例は、八九年六月四日に勃発したいわゆる「天安門事件」を契機として制定されたものである。条例制定の目的は、憲法ともいすべき基本法での人權保障に対し、これを不十分と考えた香港住民が、さらに国際条約を主たる内容とし、しかも人權保障のみを限定した法制定の必要性を考えたからにほかならない。つまり香港人權法案条例の法源として、多くの異なる制定法規定およびコモン・ロー、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（The International Covenants on Civil and Political Rights）」、同じく「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」などが挙げられる。これらの国際規約について、香港では七六年の批准以来適用されてきており、更にまた、九七年以降における

これらの継続適用が中英共同宣言にも明示されている。なお香港人権法案条例中の規定文言には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（一二一七条）」の規定文言がほぼそのまま引用されている。

ところで、香港人権法案条例は大きく三部で構成され、また条文に該当するものは一二三カ条である。一部「序言」は、法案条例の略称・施行期日・解釈・前法の効力・後法の解釈・非常事態における法案条例措置の制限・法案条例違反に対する司法的救済措置・法案条例の拘束力につき規定している。二部は、この法案条例の中心であり、かつ条文形式をとっている。その内容については既述の如く「市民的及び政治的権利に関する国際規約」中の二部および三部を主として引用していることが理解できる。法案条例の各条文項目を挙げるならば、差別のない権利の享受、生命に対する権利、拷問または残忍な刑の禁止と同意なき実験の禁止、奴隸および強制労働の禁止、身体の自由と安全、自由を奪われた者の権利、契約不履行を理由とする拘禁の禁止、移動の自由、香港から追放の禁止、裁判所の前の平等と公平かつ公開の裁判を受ける権利、刑事被告人の権利、刑事犯罪または刑事罰遡及の禁止、法律の前に人として認められる権利、プライバシー・家族・住居・通信・名譽および信用の保護、思想・良心および宗教の自由、意見および表現の自由、平和的な集会の自由、結社の自由、婚姻および家族に関する権利、児童の権利、公務に参加する権利、法の前の平等と法の等しい保護、および少数者の権利保護が規定されている。

なお法案条例の核とも言うべきこの「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に、中国は加入していない。九七年以降、一地方行政区に位置付けられる香港が既に加入していて、しかも自己の人権保障の重要な根拠としている国際規約に対し、未加入の中国・北京政府がそれに同意若しくは承認を与える

ことができるのか否か、或は九七年の返還時点で、香港が現在加入している国際規約は全て否定されるのか否か、否定されれば人権法案条例そのものが崩れ去ってしまうのではないか、など極めて重要な問題が横たわっている。

### 三 中國における基本権保障

#### (一) 中華人民共和国憲法<sup>(1)</sup>

現行「中華人民共和国憲法（八二年制定）」は、鄧小平の指導体制の下で作られた憲法である。この憲法は、前文・総則、国民の基本的な権利と義務、国家機構および国旗・国章・首都の四章一二八カ条から成り立っている。旧憲法（七八年制定）と比較するならば、現行憲法では国民の基本的な権利と義務が総則のすぐ後に置かれていることである。その意味としては「中国の個々の国民に認められたこれらの権利と義務の重要性を、より強調する意図」と一般的には説明されている。

ところで、中国憲法そのものについて、向山教授は「『法の支配』に代えて『人の支配』がおこなわれている新中国の国情を如実に反映し、従つて実態は憲法というより施政綱領で、従つて安定性を欠き、さらには条文の規定とその実際の適用の乖離が甚だしいことが、新中国とくに中華人民共和国の憲法の最も大きな特徴である。もつとも、条文の規定とその実際の適用の乖離が甚だしいことは、新中国の憲法に限らず、中国法の古くからの伝統に加えて共産体制に基づく中華人民共和国の法規の一般的な特徴である<sup>(2)</sup>」と論じられる。土屋助教授も「建国以来、中国憲法（四九年『共同綱領』、五四年、七五年、七

八年、八二年の各憲法)は一貫して安定せず、その憲法政治は『流動性』『恣意性』に晒してきた。この『憲法政治流動化』体制の根本特徴は、『政治による統率』である。即ち、政治秩序に対する憲法規範秩序の明白な従属、規範的存在に対する政治的存在のドラスティックな優越である」といわれ、また「憲法は、『社会主義』建設のための手段的・便宜的存在となる。つまり、憲法は国家の基礎的枠組を定める『根本法』であっても、憲法の運用において、憲法は『社会主義』建設の『障害』となつてはならないのである。ここでは、憲法政治は必然的に流動化する<sup>(13)</sup>と説明される。したがって、中国憲法を考察する場合、かかる特徴を視座に入れつつ、その基本権規定を眺める必要があると思われる。

現行中国憲法二章「公民の基本的な権利と義務」(三三~五六条)では、形式的にせよ具体的な基本権規定を置いている。いま項目のみ挙げるならば、公民の要件・法の前の平等、選挙権・被選挙権の保障、言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由、宗教信仰の自由・身体の自由、人格の尊厳・住居の不可侵、通信の自由・通信の秘密確保、批判・提案の権利、訴願・告訴・告発の権利・国の賠償責任、労働の権利と義務、休息の権利、定年制、物質的援助を受ける権利、教育を受ける権利および義務、文化活動を行う自由、両性の平等、婚姻・家庭・老人・婦人・児童に対する配慮と保護などである。

王徳祥は、中国のこれら基本権保障制度の特徴として四つの点を指摘する<sup>(14)</sup>。すなわち、(一)マルクス主義の人権理論を方針とすること (①ブルジョアジーの人権は、生産手段の私有制の上に生まれた虚偽の人権であり、特權である。②人権は権利のもっとも一般的形式である。③プロレタリアートの政権獲得後、法律で人権の実現を保障しなければならない)、(二)人権の保障は中国憲政制度の重要な目標であること、(三)中国における人権の憲法保障制度は、ブルジョワ制度と比較にならない長所を有すること (①保

障制度が生産手段たる私有制の消滅の上に立てられたこと、②保障制度は権利と義務の不可分の原則を反映すること、③保障制度は公民の享有する権利を重視すること」、(四)中国における人権の憲法保障は、顕著な社会実践的な効率をもたらしたこと、である。王徳祥の説明で注意しなければならない点は、中国における基本権理論の前提にはマルクス主義理論が存在することである。李林他もマルクス主義に基づく人権観として、経済観、歴史観、階級観、国家観、発展観、権利と義務の統一観および人の解放観を挙げてはいるが、結論的にいうならば、中国式基本権理論の正当化と、いわゆる西洋的人権思想への批判・否定に尽きるものである。<sup>(15)</sup>つまり中国においては、個人よりも全体を優先させることに絶対的価値をおき、さらに個人の基本権保障や民主主義的諸制度に価値を見出すことよりも、「中国共産党の指導の下に、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想に導かれて、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持する（四つの基本原則）」ことに価値を見出すのである。

## （二）中国の人権状況<sup>(16)</sup>

中国国務院報道弁公室は、九一年一一月、「中国の人権状況」と題する文書を公表した。一般的には中国の「人権白書」と呼ばれているものである。これは、鄧小平の意を受けた江沢民が指示し、北京大学など幾つかの大学で研究作業が為されたものである。従って、今日の中国学者の説明する人権論は、殆どこれを基本にしたものであり、中国における人権概念に関する多くの著作を見ても、一つとしてこの域をでるものはない、と断言することができる。その意味で、これが中国の人権に関する公式的な見解であるという指摘は、十分納得のいくものである。さて、その内容についてであるが、細部についての紹介と説明は既に行われているので割愛するとして、幾つか気づいた点を指摘するにとどめたい。まず

この人権白書の構成は、前書と一〇項目からなるが、内容的には相当にプロパガンダ的なものといういうことができる。それは前書に、中国の人権観というものが殆ど説明されておらず、むしろ人権への対処方法を述べているに過ぎないことからも知ることができる。いま一〇項目について見出のみを挙げるならば、①生存権は中国人民が長期的にかちとった最も重要な人権、②幅広い政治的権利をかちとった中国人民、③公民は経済的・文化的・社会的権利を享受、④中国の司法における人権保障、⑤労働権の保障、⑥公民は宗教信仰の自由を享有、⑦少数民族の権利保障、⑧計画出産と人権保障、⑨身障者の人権保障、および⑩積極的に国際人権活動に参画、というものである。そこで①の冒頭では「一つの国と民族にとって、人権はなによりもまず人民の生存権である。生存権がなければ、その他すべての人権はお話にならない。これは最も簡単な道理である」と論じ、何よりも生存権重視を示している。また人民の生存権の前提には、国家の生存権がまず主張され、そのために中国の独立と主権を擁護し、中国が再び帝国主義の侮りを受けないようにすることができるが、人民の生存と発展の基本的条件と考える。②では、盛んに各種の人権が人民には保障されていると主張するが、詰まるところ「権利と義務の統一を強調することは、中国法制の一つの基本原則である」として、無責任な権利主張などはこれを否定している。③では、労働権・財産権・教育を受ける権利・科学研究および文化芸術創作の自由・知的所有権さらには健康の権利も主張するが、とくに敬老ということにも触れている。儒教精神の現れと思われる。④では、法律に基づく公民の基本的権利と自由、その他の合法的権益の保護を一応明示している。しかしながら、ここでは死刑制度および死刑執行猶予制度の独創性についても説明している。この問題に関する現実の状況を考えるとき、そこには相当の隔たりがあるといふことができる。また、中国には「政治犯」は存

在しないという。魏京生や方励子さらには王丹氏の問題を考えるとき、認識の極端な相違を感じざるを得ない。⑥と⑦の問題についても、現実とは大きく相違するものということができる。⑧の計画出産については、晚婚晚育、少生優生、優良出産、優良保有という諸原則の下に、また国家の食糧事情も考慮に入れて行われるべきとする。

この「人権白書」について、論者によつてはこの内容を積極的に評価しようとする意見もあるが、今段階では「議論の中で見られた主張には『人権』概念の社会主義的性格というよりは、社会主義の優位性を示すためのイデオロギー宣伝の性格、言い換えれば、『政治言語』としての『社会主義』が形容詞の働きをしているに過ぎない<sup>(18)</sup>」というのが妥当な意見であろう。したがつて、勿論のことながら、中国と西洋との関係についても「中国近現代史という具体的歴史から出発し、現実社会の実態を問題とする白書の人権観と、人類普遍の原則から出発して、人権保障のシステムを問題とする一般の人権論とは、ほとんどどの面でそれ違ってしまう<sup>(19)</sup>」という指摘も当然に行われるのである。

## 四 香港と中国との人権概念の相違

### （一）香港の人権概念

香港における人権概念の基礎として、英米法が存在することは極めて明白なことである。これは香港特別行政区基本法八条の文言「香港で既に効力を有する法律、すなわちコモン・ロー、エクイティ・ロー、条例、附属立法ならびに慣習法は、本法に抵触する場合および香港特別行政区立法機関が行う改

正事項を除き、維持される」からも十分に知ることができる。香港では人権の概念のみならず経済・金融・産業・教育・社会福祉・通信その他の諸制度についても、英國流の制度が定着しているということができる。ちなみに法制度について「英國のコモン・ローが徐々に発展してきたのと殆ど同じ方法で、英國コモン・ローとエクイティ・ローを基礎とする香港コモン・ローが遵守され、かつ、地方条例や英國法の適用が行われている。香港の裁判所は、英國の裁判所が採用するのと同じ先例拘束の理論を適用する<sup>(20)</sup>」と説明される如くである。いうまでもなく香港の人権概念もしくは人権保障の基礎には、英國の法思想ならびに法制度が同じく存在するものである。

香港における人権保障の具体的手段として、まず「法の支配」を挙げることができる。エルダーはいう。「法の支配の伝統 (the rule of law tradition) は、通常裁判所および政治家や行政府からのその相対的な独立の上に特別な重きを置いている。権力分立の原則は、とくに司法にとって重要なものである<sup>(21)</sup>」と。ここにいう「法の支配」とは、人による支配もしくは専断的な恣意の支配に対立する考え方である。すなわち、専制的かつ独裁的な支配を排除し、何人も法による支配を受け入れ、それにより個人の権利および自由が確保され保障され得る、という考え方である。香港は、「法の支配」に最高の価値をおき、これをもつて香港住民の権利保障の根拠としている。ピーターソニスも「法の支配」の意味について、①法理論とは公式的かつ合理的な体系であること、②法は専断的な権力に対するアンチテーゼであること、③人間の社会的地位・階級・政治的影響力・物力・財産・思想・人種・国籍または性別にかかわりなく、法はすべての人間に等しく適用されること、④裁判官は政治的かつ個人的圧力より独立していること、⑤法は個人の行動を指導 (guiding) することが可能であること、⑥法は個人に対して有利なもの

であること、を指摘する<sup>(22)</sup>。結論的にいうならば、「法の支配」とは政治権力者といえども法に支配され、専断的に行動することが許されない原理のことである。また、この原理においては、何が法であるかという最終的な決定権は、政治権力から独立した裁判所にあると考えられている。つまり「法の支配」という思想の中には、さらにまた「司法権の優位 (judicial supremacy)」という思想も含まれている。そして、明らかにいま現在の香港には、この「法の支配」という思想とそれに基づく「司法権の優位」が確立され、機能しているということができる。

## （二）中国の人権概念

中国の人権概念を論じた学者（中国の学者を除く）の主たる意見は、未だ中国の人権概念は不十分なものであり、それが国際的水準にまで到達するには多くの問題点が横たわっている、というものである。しかしながら、中国の学者は逆にこれをより積極的に認め、その正当性を主張する。例えば、王雲海は次の五つの点を指摘する<sup>(23)</sup>。即ち①中国での人権は固有的・絶対的・普遍的なものよりも歴史的・相対的・具体的なものであること、②少数・個人の人権よりも多数・集団の人権の方が重視されること、③市民的・政治的人権よりも経済的・社会的人権の方が先決とされること、④人権よりも国家主権の方が上位であること、⑤中国における人権保障が欧米諸国のそれよりも優越していること、である。

中国的人権論に見る①の特徴は、いわゆる西欧式「天賦人権思想」に真っ向から対立するものである。中国では、「人権は、人類社会が一定段階（資本主義）まで発展してからの歴史的産物で、社会制度（主に経済構造及びそれに基づく文化）によって決定され、法律を通じて国家に確認された現実的・具体的権利」とし、従つて人間の生来的なものに由来するのではなく「むしろ、人間の社会性から生じた『歴

史的・賦与的・国家的』権利」と考える。そこで人権は、一定の限度・範囲のつく相対的なものであり、制約・剥奪が可能であるとともに、強い階級性を有するという。さらに最も人権を享有し、一国の人権の本質を決定できるのが支配階級であり、人権は階級により異なる、と主張する。②の特徴は、人権享有主体の問題である。この点について「中国は、人権の享有主体として勿論個々の人間を意識するが、同時に、集団をも人権の享有主体・人権の『享有単位』としてあげており、『集団人権』を打ち出す」のである。この思想の根底には、いわゆる西洋型個人主義思想とは異なる、即ち「社会主义中国は『少数者ばかりを念頭におく』資本主義と違つて、多数・集団の人権を優先的に保障する」という考えが存在する。国家と個人では、明らかに国家に絶対的な価値を見出し、したがつて中国的思考として「社会があつて個人がある、社会の福祉・進歩がつまり個人の福祉・進歩である」という論が展開される。③の特徴は、中国では人権中により重要で先決的なものとそうでないものとの区分が為されることである。この点を理解する上で、王は「人間にとつて物質的なものが先決か、それとも精神的なものが先決か、ということである。今一つは、人間にとつて国家が『善』なのか（従つて、国家の積極的な干渉・介入がより重要か）、それとも、必要な『悪』なのか（従つて、国家に対する個人の干渉・介入及び国家からの自由がより重要か）」といつ一つの視点を明示する。そのような視点を前提として、中国は、なかでも生存権をとくに重視する。それは個人の生存は勿論のこと、その前提たる国家の生存を唯一先決的なものと主張する。これは基本的には「中国的唯物論」に基づくものであり、これをして「物質的保障・経済の『あらゆる人権を普遍的に享有するための基本前提である』と説明する。かくして「中国が国家による人権侵害の危険性をあまり意識せず、常に国家を専ら人権の保護者として捉えること、そして、集

団人権を強調すること、さらに、人権の『自然的・前国家的』性格を嘲笑し、それを一蹴することの所以が窺えるであろう<sup>(24)</sup>』とまで論じるのである。④の特徴は、「中国は、人権が結局のところ国家主権範囲内の事柄であり、国家主権が人権を享有するための基礎及び先決的条件で、国家主権はなれば人権もあり得ず、人権で主権を脅かしてはならない」ということである。これは一般的な西洋型人権論に見られる普遍性もしくは共通性を否定する主張である。この点について王はさらに説明する。中国では西洋型人権論の「『普遍性・共通性』が殆ど実質的理念・基準・ルールを伴わない『共通話題』『共通目標』という外見的普遍性としてだけ理解、限定され、それ以上の『普遍性・共通性』は認められない。そして、このような『普遍性・共通性』より、むしろ、人権の『特殊性・個別性』の方が強調される」べきと。なお、国家主権こそ今日なお国際法上の基本原則であり、人権が主権に優先するような原則は存在しないことも併せて指摘している。最後に、⑤の特徴として、中国の人権には「広範性」、「公平性」、「真実性」があると主張する。つまり、中国の人権には「広範性」、「公平性」、「真実性」があると主張する。「人権享有主体が少数者・部分階級だけでなく公民全体であり、享有の内容が生存権、人身権、政治権のみならず、経済権、文化権、社会権等を含み、人権の種類は個人人権の他に集団人権もあること」と説明する。次にその「公平性」については、「社会主義制度が実施されて、搾取制度・搾取階級が消滅されたので、公民は財産、職業、民族などの要素から影響されずに平等に権利を享有できること」と説明する。そして「真実性」については、「国家が人権の実現のために制度上、法律上、物質上から公民に保障を与えており、憲法・法律の中で規定された公民の権利と現実で公民の享有する権利が一致しており、人権に関する立法及び政策が全國の各民族、各階層、各党派、各社会团体及び社会各界から擁護と支持を得ていること」を指摘する。

これら二つの性格を根拠として、今後の改善を示唆しながら、欧米諸国の人権に比し中国の人権の優越性を主張する。

## 五 おわりに

中国の人権概念について、西村教授は「主権の人権に対する優位、集団的人権の強調と個人的人権の軽視、国家を前提とする『後国家的人権』による天賦人権の否定を特徴としている<sup>(25)</sup>」と述べられ、そして具体的な人権問題の諸相として①「個」の確立の困難性、②人口抑制政策に基づく計画出産の義務化、③「移転の自由」・「出国の自由」と「盲流」・「労務移出」の問題、④「職業選択の自由」と統一的分配制度の見直、および⑤「無罪推定」原則の確保と重大犯罪発生の防止、を指摘されている。またマイケル・デービスも中国的人権につき、その発達過程が未だ初期段階であると指摘しつつ、中国の「権利は、一般的に諸義務と関連づけられている（しかも一般的には後者にウエイトが置かれている）。また、権利は人間の本質に由来するというよりも、国家の創設したものとして見なされる。したがって、社会福祉権は強調されるが、国家権力の範囲内にある個人の権力については、往々にして国家利益が個人の権利を制限する。この説明は、国家主権・生存および経済発展での個人的権利に対する集団的権利の優越、という中国独自の権利性格により強調される<sup>(26)</sup>」と述べている。さらに中国共産党常務委員会の存在を指摘して「中国の公的慣行には、自由な人権意識が殆ど欠如しております、実際問題としても、常務委員会は司法的役割を演じるのに何らの経験をも有しない。常務委員会の管理下にあつては、人は一定

の要件を個人に求め、その個人が法についての十分な理解を欠きつつ、決定権を振り回している。『法による支配』を有する慣行にあつては、『法の支配』という西洋概念に関連づけられた公的抑制は、重大な利益が問われる場合、重要なものである。香港についてのかかる公的抑制は、本当に必要とされる<sup>(27)</sup>』と説明する。その他、中国の人権保障未発達について、六〇年代後半から七〇年代前半にかけて中国を覆い尽くした「文化大革命」の影響を指摘する論者も多い。また建国以来、そもそも人権概念のみならず人権そのものを保障する思想につき、中国では極めてこれが乏しいという指摘も見られる。

返還後、五〇年間は不变といつてはいるが、香港に対し中国はおそらくノン・コントロールではいられない。政治・経済・教育・文化などあらゆる活動が日々展開されていくであろうと思われる香港において、返還後も多くの人権問題が当然に発生するであろう。そこで香港住民の権利保障について、返還以前と同一の権利保障を確保し得るかという問い合わせに対しては、香港サайдからするならば、目下のところその回答は極めて消極的なものとならざるを得ない。なぜならば、それは香港と中国の両者の法意識ならびに人権思想が余りにも異なるからである。極論するならば、個人主義的価値観に基づき、しかも法の支配を最高の拠り所とした人権保障が行われている香港と、国家主権に最高の価値をおき、国家存在を前提にした人権の存在、ならびに集団的人権の個人的人権への優越を堅持する中国とでは、それこそ次元が異なると考えるからである。

他方、これを中国サайдから見るならば、香港に定着しているいわゆる「西洋文化」というものを、どの程度にまで中国が受け入れに成功することができるか、という問題もある。この点について韓冬雪は以下のようにいう。「いまの中国社会は、伝統社会から近代社会へ入ったばかりの段階に位置してお

り、近代市場経済に相応した社会構造の形成及び民主主義の社会的な基盤——市民階級の形成が、まだ成り立ってはいない。民主主義というのは、一体なんであろうかということに対しても、はつきり分からぬといふのが、実状であり、民主主義の価値中核——個人の独立意識と価値観とこれにもとづいての人権意識が欠如している<sup>28)</sup>——として、韓は「その一つは、伝統文化様式にある中華思想、もう一つとしては、つまりアヘン戦争以来、中国人はたびたび外国列強にうたれた痛みからきた拝外意識<sup>29)</sup>」を指摘している。確かにこれら二つの事柄は、中国文化再建の大きな障害であるばかりでなく、香港の受け入れにおいても本質的弊害であることができる。

近年、指摘される西洋文化と東洋（中国）文化の激しいぶつかり合いに目を向けるとき、その象徴的なものの一つが香港返還であることができる。すなわち、そこには西洋近代思想における個人主義の価値観・法の支配および司法の優越性というような近代社会が保持する諸原理と、他方、儒教的伝統思想に基づく国家・社会本位の価値観・人による支配および拝外性というような中国の保持する諸原理とのせめぎ合いが展開されているのである。しかも問題なのは、両者ともにそれぞれの欠陥を有していて（西洋的個人主義に基づく行き過ぎた人権思想への反省も考慮に入れると）、未だ最終的な結論が出されていないことである。その意味で、香港の中国への返還はその解答を模索する好例である。返還後における香港住民の権利保障確保の研究は、究極的には基本的人権保障の本質的かつあるべき姿を問うこと、ということができる。

（平成八年一二月一日脱稿）

(1) Elizabeth G. Bynum, HONG KONG AND CHINA: THE 1997 TRANSITION, COLUMBIA JOURNAL OF TRANS-NATIONAL LAW, Vol. 34, No. 2, 1996, p. 299.

(2) 王穂「中華人民共和国和香港特别行政区基本法（返還）」「防衛法研究」1回・九七頁以下、拙稿「一九八八年香港基本法草案について——草案の沿革と憲法の実来」『日本政教研究所紀要』1回・105頁以下、饒田・岡村・渡辺「中華人民共和国和香港特别行政区基本法（返還）」「本國の立憲」1回・九卷回・111111頁以下参照。

(3) Louise do Rosario, Stand Up and Be Counted, FAR EASTERN ECONOMIC REVIEW, Vol. 158, No. 39, pp. 16–17.

Bruce Gilley, Veto Warning, FAR EASTERN ECONOMIC REVIEW, Vol. 158, No. 43, p. 20.

(4) Berry Hsu, THE COMMON LAW-In Chinese Context, Hong Kong Becoming China: The Transition to 1997, 1992, pp.115–16.

(5) 亂世の代には「太平洋放送連盟 (the Asia-Pacific Broadcasting Union)」の躍進が見られ、「香港の放送並びにその経済発展は、香港の将来を決定する構造的変化の一つである」との議論が「香港の前途の展望の田畠と放送の独立を保障する」と明確に記述された。

(6) Raymond Wacks ed, CIVIL LIBERTIES IN HONG KONG, The Right to privacy, 1988, p. 294.

(7) Anne Carver, Freedom of Religion, Raymond Wacks ed, HUMAN RIGHTS IN HONG KONG, 1992, p. 351.

(8) Anne Carver, ibid, p. 355.

(9) 土屋英雄「中華人民共和国の宗教の自由」『憲法ヤマハ』四回回・五六一五九頁参照。

(10) 王穂「一九九一年中華人民共和国憲法条例——一九九一年六月八日制定」「政教研究所紀要」1回・六九頁以下参照。Richard Swede, One Territory-Three Systems? The Hong Kong Bill of Rights, International and Comparative Law Quarterly, Vol. 44 Part2, 1995, pp. 358–378.

(11) Constance A. Johnson, The Constitution of The People's Republic of China, CONSTITUTIONS OF THE COUNTRIES OF THE WORLD, 1992, pp. 35–62.

- (12) 向日寛夫『新中国の憲法』中央経済研究所・昭和五九年・11111頁参照。
- (13) 土屋英雄「中国憲法の問題相一天安門事件とのかかわり」『ジャーリスト』九五二号・100-101頁参照。
- (14) 王徳祥「わが国人権の憲法的保障について」・アジア法研究センター編・石川元也・畠中和夫監修「中国の人権論(1)」『立命館法学』1111号・1167-1170頁参照。
- (15) 李林他「マルクス主義を指針として人権理論の研究を深めよう—人権理論研究論譜会総括」アジア法研究センター編・石川元也・畠中和夫監修『前掲論文』・1156-1167頁参照。
- (16) 中華人民共和国国务院報道弁公署「中国の人権状況」『北京週報』19卷44号・8-141頁参照。
- (17) 杉山文彦「『人権白書』にみる中国政府の人権観」『中国研究月報』四七卷四号・114-115頁等参照。
- (18) 土岐茂「今日の中国における人権概観」『比較法学』118卷1号・60頁参照。
- (19) 杉山「前掲論文」1111頁参照。
- (20) David Roberts ed, HONG KONG 1991-A Review of 1990, p. 43.
- (21) John Alder, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW, 1989, p. 267.
- (22) Peter Wesley-Smith, The Method of Protecting Civil Liberties in Hong Kong, Raymond Wacks ed, CIVIL LIBERTIES IN HONG KONG, 1988, pp. 11-15.
- (23) 王潔海「人権への中國的接近」『人權叢書』1111卷1号・1111頁参照。
- (24) 王潔海「前掲論文」1111-1112頁参照。
- (25) 酒井幸次郎「中国憲法の今日的問題」『法大法学』1111卷1111号上巻・585-587頁参照。
- (26) Michael C. Davis, Human Rights and the Founding of the Hong Kong Special Administrative Region : A Framework for Analysis, COLUMBIA JOURNAL OF TRANSNATIONAL LAW, Vol. 34, No. 2, 1996, pp. 317-318.
- (27) Michael C. Davis, ibid, p. 318.
- (28) 韓冬卿「母國はなぜ政治文化統一の現状と懸念—母國と西洋の文化比較をめぐる」『西北民族大学法學論集』117卷1号・101-102頁参照。
- (29) 韓冬卿「前掲論文」101-102頁参照。